

議案第30号

筑西市老人福祉センター条例の一部改正について

標記について次のとおり提出する。

令和8年2月25日

筑西市長 設 楽 詠美子

筑西市条例第 号

筑西市老人福祉センター条例の一部を改正する条例

筑西市老人福祉センター条例（平成19年条例第22号）の一部を次のように改正する。

別表中第2項を削り、第3項を第2項とする。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。